

2010年 3月31日 初版発行

サンデン
グリーン・サプライ・ガイドライン
—第9版—

2024年 3月 25日
サンデン株式会社

目次

1.	はじめに	1
2.	サンデンの環境への取り組み	2
	サンデンの「環境憲章」	3
3.	「グリーン・サプライ」とは	4
	「グリーン・サプライ」への御協力をお願い	5
4.	対象品目と対応について	6
5.	お取引先様へのお願い	7～10
6.	用語解説	11～13

1. はじめに

サンデングループは、グローバルで事業活動を展開し、世界の一流企業と取引を行っております。世界一流企業と取引をしていくためには、サンデングループ及びお取引先様も一流であり続けなくてはなりません。また、サンデングループ及びお取引先様は国際社会や地域社会の一員として社会と調和した諸活動を展開し、地域とともに歩む「良き企業市民」としての役割(企業の社会的責任)をしっかりと果たさなければならぬと考えております。このような認識から、サンデンは企業理念の第一の原則として、「良き企業市民」「社会との調和」を掲げ、企業活動を行っております。

併せて、大切にしている原則として「環境」があります。特に、環境保全は人類の今世紀最大のテーマあり、私たち企業にとっても、ステークホルダーの皆様にとっても、今後ますます大きな関心事となってゆくものと考えます。

自動車業界は、地球規模での環境意識の高まりと各国の環境規制により、自動車の電動化へのシフトをますます加速させています。当社は、2030年を見据え、電気自動車の熱エネルギーを統合的に有効活用する新たな技術開発を進めています。

サンデンが企業活動を進めるにあたり、お取引先様にもサンデンの企業理念に基づいた考え方で取引をして頂く必要があります。今回、サンデンが環境に配慮した調達をするための要件をまとめて、『グリーン・サプライ・ガイドライン』を発行します。

お取引先様におかれましては、この『グリーン・サプライ・ガイドライン』内容をご理解の上、サンデンとベクトルを一つにして環境保全への取組みを一層推進して頂きますよう、お願い申し上げます。

サンデン株式会社

総務本部

本部長

大月 孝宏

SCM本部

本部長

孫 霜傑

2. サンデンの環境への取り組み

サンデンの環境理念『かけがえのない、美しい地球を次の世代の人々へ引き継ぐ』ことは、企業にとっての社会的責任であり、またその使命はますます大きくなってきています。

サンデンは、環境活動を『企業経営活動における絶対条件であり、かつ企業の存続と発展の必須条件』として捉え、公害防止活動、環境保全活動から環境経営への転換を図っています。グローバルに事業を展開する企業市民として、環境に配慮した行動を確実なものとし、環境負荷を削減しながら成長するため、『サンデン環境憲章』を1993年に制定し、グローバル各拠点へ展開しています。

その基本的な考え方は、『あらゆるムダの徹底排除』です。製品開発、購買、生産、物流、販売など、企業活動の隅々まで環境の視点を浸透させることを目指して、ISO14001をベースに環境活動を推進するしくみを整備してきました。現在、サンデンの国内外46拠点で継続的な環境経営の実践を進めています。

サンデンの「環境憲章」

サンデングループでは、企業理念の中で環境を普遍的な価値観ととらえ、全社員が企業理念で掲げた考え方・行動に基づき、環境の保全に配慮した行動を行なっています。さらにその行動を確実なものとするために、「サンデン環境憲章」を定め、すべての国内外グループ各社に展開しています。

環境理念

サンデンは、グローバルな企業市民として、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、安全で美しい地球を次の世代の人々に引き継ぐために、企業活動のあらゆる面で環境の保全に配慮して行動する。

環境行動指針

1. 地球環境の保全活動を推進するための組織を整備するとともに、その活動を確実にするために、環境監査を実施し、活動の維持向上に努める。
2. 企業活動により生じる環境負荷を的確に把握し、環境目的・目標を設定し、技術的・経済的に可能な範囲で、継続的な環境負荷の低減を図る。
3. 地球環境に関するあらゆる環境規制を遵守するにとどまらず、自主管理基準を設定し、汚染の予防とより一層の地球環境保全に取り組む。
4. 地球環境に負荷を与える有害物質は、代替技術の採用、代替物質への転換、回収、リサイクルなどを行い、可能な限り削減する。
5. 企業活動のあらゆる面で、省資源、省エネルギー、リサイクル、廃棄物の削減に取り組む。
6. 地球環境保全に関する意識の向上を図るために、全社員に対して、環境教育、社内啓蒙活動を実施する。
7. 広く社会に目を向け、地域社会の環境保全活動に自主的に参加することにより、地域社会の一員として社会に貢献する。
8. 地域環境の保全についての理解と協力を得るために、広く社会に対して広報活動を行い、必要に応じて情報を公開する。

3. 「グリーン・サプライ」とは

(1) グリーン・サプライとは

サンデンは、製品・部品・原材料、物流及びその他のサービスの調達にあたって、従来からの品質、価格及びデリバリーに加え、積極的に環境管理活動に取り組まれているお取引先様から環境負荷の少ない製品・サービスを調達することをグリーン・サプライと考えています。

(2) グリーン・サプライの目的

サンデンのグリーン・サプライは、環境に配慮した商品づくりを推進し、地球環境保全を進めることにより、持続的な社会・自然と調和した循環型社会を構築するために、お取引先様を含めた環境保全を推進することを目的としています。

(3) グリーン・サプライ・ガイドライン

グリーン・サプライ・ガイドラインは、グリーン・サプライの具体的な内容をご案内しておりますので、お取引先様におかれましては、このガイドラインをご理解頂き、積極的に取り組んで頂きますようお願い致します。

「グリーン・サプライ」への御協力をお願い

私たちのお客様が、私たちの商品に求めることは、サプライチェーンを含めた調達、生産、使用、廃棄のライフサイクルでの環境負荷の低減です。具体的には、商品の化学物質管理、省資源、省エネルギー、環境汚染の未然防止です。

このような要請に応えるために、サンデンは、グリーン・サプライをご理解いただき御協力を戴けるお取引先様から優先的に調達を致しますので、ご協力をお願いいたします。

4. 対象品目と対応について

- グリーン・サプライが対象とする品目と対応は、表4-1の通りです。
- ・○印の項目は、お取引先様各社に対応をお願いする項目です。
 - ・EMSとは、環境マネジメントシステムの略です。
 - ・グリーンサプライの具体的対応は、次項以降の説明をご覧ください。
 - ・不明な点につきましては、当社の購買部門宛てにお問い合わせください。

表4-1

対応 品目	環境情報の公開	規制および 禁止化学物質 の管理	EMSの構築
原材料・部品・組立準材料	○	○	○
委託加工品	○	○	○
設備・金型	○	○	○
その他間接材 (文具・家具・IT機器など)	○		○
運送	○		○

5. お取引先様へのお願い

(1) 環境情報の公開

欧州化学物質規制などに対応するために、国内外のお客様から環境負荷についての調査の要請があった場合には、当社のみならず、お取引先様にも一定時間内に対応していただく必要があります。お取引先様には、環境情報の提供の要請があった場合は、積極的に応じていただくようご協力をお願い致します。

1) 環境負荷物質調査について

サンデンへ納入していただく、製品・システム・サービスに含有する環境負荷物質について、具体的な調査や問い合わせがあった場合には、以下のデータをご提出ください。

- ・ IMDS
- ・ JAPIA統一データシート
- ・ chem SHERPA

(2) 規制および禁止化学物質の管理

お取引先様には、サンデンに供給する「原材料・部品・組立準材料」、
「委託加工品」、「設備・金型」において、

- a) 『法令で禁止されている物質』を含有していないこと及び、
- b) 顧客およびサンデンが要求する化学物質管理の『管理対象基準』
を満足することを保証して頂きます。

基本は、IMDS登録指針に基づき、サンデンへ申請して下さい。

1) 法令で禁止されている物質

主要国の法令を表 5 - 1 に示す。禁止物質はこの法令を遵守し、
適用法令は 2) 管理対象基準で明確に致します。

表 5-1 主要国の法令

地域	法令	規制、禁止物質	備考
日本	化審法	化学物質審査法第1種特定化学物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。	JAMPで簡易的に確認可能です。下記のURLを参照してください。 http://www.jamp-info.com/list
	安衛法	安衛法製造禁止物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。	
	毒劇物法	毒劇法特定毒物物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。	
欧州連合 (EU)	RoHS 指令	欧州連合 (EU) の Directive 2011/65/EU および Commission Delegated Directive (EU) 2015/863 (RoHS2 指令) 対象物質群リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。	
	ELV 指令	欧州連合 (EU) の 2000/53/EC (ELV 指令) 対象物質群リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。	
	REACH 規則	欧州連合 (EU) の REACH 規則 対象物質群リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。	

2) 管理対象基準

サンデンが要求する化学物質管理の『管理対象基準』は、製品の仕向け地および顧客要求により決まり、お取引先様との技術打合せの都度、その『管理対象基準』を明確に致します。

事例を表 5-2 に示す。

表 5-2 管理対象基準(例)

管理対象基準	基準の内容
GADSL	日米欧の自動車、自動車部品、化学メーカーなどが協同検討して、自動車の原材料、部品等に含有される物質の国際的な統一申告物質リストによる。
化審法	化学物質審査法第1種特定化学物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。
安衛法	安衛法製造禁止物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。
毒劇物法	毒劇法特定毒物物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。
製造物責任(PL)法	製造物責任(PL)法による。関係法令の原文をご確認下さい。
RoHS 指令	欧州連合(EU)のDirective 2011/65/EUおよび Commission Delegated Directive (EU) 2015/863(RoHS2指令)対象物質群リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。
REACH 規則	欧州連合(EU)のREACH規則対象物質群リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。 関係法令の原文を確認ください。
CLP規則	欧州連合(EU)のCLP規則 Annex VI Table 3.1 および Table 3.2 の発がん性・生殖毒性・変異原性物質リストによる。関係法令の原文をご確認下さい。
POPs 規則	欧州連合(EU)の850-2004-EU (POPs規則) Annex I による。関係法令の原文をご確認下さい。
ESIS PBT	欧州連合(EU)のESIS PBTリストによる。関係法令の原文をご確認下さい。
その他	サンデンの指定する物質 (サンデングループ注意化学物質リスト参照)

※『法令で禁止されている物質』および『管理対象基準』は、変更になる可能性があります。
※常に最新情報を確認してください。

(3) 環境マネジメント・システムの構築

お取引先様には、下記事項の実施をお願い致します。

1) 現在取引中および新規に取引を開始するお取引先様

- ①取引開始まで『環境マネジメント・システム』であるISO14001
または同等の認証(*)取得をお願い致します。
- ②また、認証継続の事実をサンデンに報告していただきます。

2) 継続した活動が行われているかを確認するため、必要に応じて

『環境マネジメント・システム』の継続状況を確認させていただきます。

(*) ISO14001 または同等の認証とは、以下のものです。

- ・エコアクション21(一般財団法人 持続性推進機構)
- ・エコステージ(一般社団法人 エコステージ協会)

6. 用語解説

(1) IMDS

International Material Data System の略。自動車を構成する部品の材料および含有化学物質情報をサプライチェーンを通じて収集するためのシステム。全世界の自動車業界における標準システムとして稼動しており、日本自動車工業会（JAMA）に認定された化学物質管理・情報収集システムの一つ。

IMDSは常に源流のサプライヤーからIMDSを入手し、そのIMDSに基づき、自社のIMDSを作成して下さい。

(2) J A P I A 統一データシート

報告要件の統一化、IMDSとの整合化をはかるべく、自動車業界として、自動車業界の環境負荷物質調査標準化への取り組みが進められた結果、環境規制への対応のために製品中に含有する材料・化合物の調査に使用することを目的として、日本自動車部品工業会（J A P I A）に認定された帳票。

(3) S D S

Safety Data Sheet の略。化学物質安全性データシート又は製品安全データシート。化学物質を扱う事業者に対して、環境と健康の保護及び作業上の安全に関する必要な措置をとることができるように作成され、提供される書面。従来はMSDSの表現が用いられていたが、2012年よりJISの改訂により全面的にSDSが使用されている。

SDSを使用したIMDSの作成は禁止です。

(4) J A M P

Japan Article Management Promotion - consortiumの略。アーティクルマネジメント推進協議会。アーティクル（成形品）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの仲で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みづくり普及させることが日本の産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、この理念に賛同する企業が発起人となって業界横断の活動を推進している。

(5) 化審法

新規に製造・輸入する化学物質の安全性を審査する仕組みを定めた法律。正式名称は「化学物質審査規制法」になる。PCBなど難分解性、高蓄積性、長期毒性を持つ化学物質を第1種特定化学物質に指定し、使用を事実上禁止としている。

(6) 安衛法

労働安全衛生法55条に基づき労働者に重度の健康障害を生じる化学物質について政令で制定された。試験研究を除き、これらの物質の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている。

(7) 毒劇物法

毒物及び劇物取締法に基づき、法律別表第三に掲げられたもの及び別表第三の10により政令で定められたもの。急性毒性、皮膚や目への影響等を考慮した判定基準により判定され、特定毒物を製造、輸入、使用、所持、譲渡する場合の規定が設けられている。

(8) 製造物責任（PL）法

日本では、1995年7月に施行された製造物責任法（PL = Product Liability）のことです。欠陥製品によって、その製品の使用者である消費者やその他の第三者が身体障害や財物障害を被った場合、その欠陥製品の製造者などが被害者に対して負担する賠償責任のことを言います。

製造物責任の要求事項

- ・製造業者は製品欠陥のリスクを最小化するのに適切な組織を構成する義務がある
- ・設計/エンジニアリングの観点で、製品は現在有効な安全基準と法的な規制を満たさなければならない
- ・製造業者は不正確または不十分な操作指示書、情報および警告に責任を負う
- ・製品の市場投入後に製造業者は行動を起こす必要性を伴う製品監視義務を有する

(9) 改正RoHS指令

Restriction of use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment の略。欧州廃電気・電子機器指令の危険物質制限に関する指令で欧州で生産・販売される電気・電子機器に使用される材料・副資材について鉛、カドミウム、水銀、6価クロム、ポリ臭素化ビフェニルエーテル、ポリ臭素化ジフェニルエーテルの6物質の使用を制限する指令。

2019年7月22日からは、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)の4物質が新たに加わり、全10物質が規制対象になり、改正RoHS指令といわれる。

(10) ELV指令

End of Life Vehicle の略。使用済み車両 = 廃自動車指令。欧州廃自動車指令で、欧州において生産・販売される自動車に使用される全ての材料・副資材について鉛、カドミウム、水銀、6価クロムの4物質の使用を制限する指令

(1 1) R E A C H 規則

Registration , Evaluation , Authorization and restriction of Chemicals の略。欧州における包括的な化学物質規制で、欧州において生産・輸入される原材料・副資材については、含有する化学物質について登録することが義務づけされており、製品・部品については、規制で定められた高懸念物質 (SVHC) の含有情報を公開することが義務づけされている。

(1 2) C L P 規則

E Uの化学物質や混合物の分類・表示・包装に関する規則。CLPは「物質および分類、表示および包装規則」の略。E U内の全ての化学品について、E Uの製造者と輸入者が分類し、「危険有害性を有する化学品」に該当する場合は、表示が義務づけられ、E U内に化学品を輸出している外国企業にもC L Pの規則の要求している。

(1 3) P O P s

Persistent Organic Pollutantsの略。残留性有機汚染物質。毒性が強く、難分解性で、生物蓄積性や長距離移動性を持つ化学物質のこと。P C B (ポリ塩化ビフェニル) やD D T (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)、ダイオキシン類がある。国際的なP O P s規制のため、国連環境計画 (U N E P) が中心となって条約策定を進めた。2001年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、2004年5月に発行した。2011年1月現在、日本をはじめ172ヶ国 (欧州連合を含む) が締結している。

(1 4) E S I S P B T

ESIS (European chemical Substances information System) PBT (Persistent, Bioaccumulative, and Toxic)の略。REACH 規則の施行などを見越して、EU は2001 年位からPBT やvPvB(very Persistent and very Bioaccumulative)などの判定基準の設定および、それに基づく該当物質の評価などの事業を推進。この事業に基づき、EU がPBT、vPvBなどに該当すると判定した物質がESISのPBT リストとして公表されている。これらの物質は、REACH 規則の認可対象候補物質を選ぶ際の母集団のひとつになると位置づけられている。

(1 5) chemSHERPA(ケムシェルパ)

chemSHERPA(読み方:ケムシェルパ)とは、製品に含まれる化学物質の情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に管理し、確実かつ効率的に伝達するために、経済産業省主導で2015年に開発・リリースされた情報伝達共通スキーム(またデータ作成支援ツール)を指します。

現在は、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が運用しており、関連する法規則の改訂などと併せて定期的な見直し・バージョンアップが行われます。